

低価格入札対策の 現状と効果について

国土交通省大臣官房技術調査課

さいとう ひろゆき

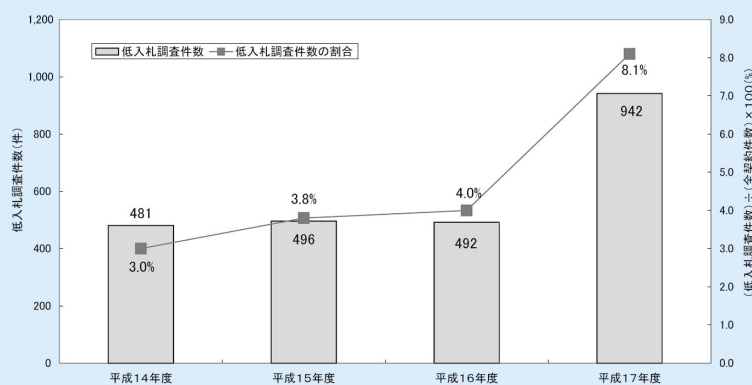
課長補佐 齋藤 博之

1. はじめに

国土交通省では、公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など弊害が懸念されることから、これまでさまざまな対策を講じてきました。しかしながら、平成17年度後半以降、特に大規模工事においても著しい低価格による受注が頻発し、平成17年度に低入札価格調査を実施した工事件数は、平成16年度の約2倍に増加しました（図—1）。

このため、平成18年4月に、施工の監督・検査や立入調査の強化等、工事の施工段階における対策を中心とした「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保および下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（図—2）をとりまとめ、

実施しましたが、その後も著しい低価格による入札が高水準で推移し、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっていました。



数値は、8 地方整備局のもの。

図—1 低入札価格調査の対象となった件数の推移

○適正な施工の確保の徹底

- ・重点調査の拡大及び調査結果のホームページにおける公表
- ・下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化
- ・工事コスト調査の内訳の公表

○発注者の監督・検査等の強化

- ・発注者によるモニターカメラの設置、施工プロセスの確認
- ・受注者による不可視部分のビデオ撮影

○受注者側技術者の増員の強化

- ・70点未満の工事成績評定を通知された企業は技術者2名体制

○指名停止措置の強化

- ・粗雑工事が生じた場合は、最低限3ヶ月（従前は1ヶ月）

○前工事の単価による後工事の積算

- ・前工事で単価等の合意、後工事を随意契約する場合は合意した単価等を使用

○ダンピング受注対策地方協議会の開催

図—2 「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（H18 4 .14）

(1) 総合評価方式の拡充

➡ 技術評価において、施工内容を確実に実現するための体制を確保できるかを審査要素として加味。

(2) 品質確保ができないおそれがある場合の具体化

➡ 極端な低入札について特別重点調査を実施し、契約内容の履行ができないおそれのある者とは契約しない会計法(第29条の6第1項)の仕組みを的確に運用。

(3) 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

➡ 実績づくりのために無理な入札を行わなくてもすむように緩和。
(過去10年分 → 当面、最大で過去15年分)

(4) 入札ボンドの導入拡大(市場による与信審査を通じて資力信用をチェック)

➡ 現在、先行的導入を行っている入札ボンドの対象について、地方公共団体の導入と連携して拡大。
[宮城県] 3億円以上に導入 / [東北地方整備局] 7.2億円以上 → 2億円以上

(5) 公正取引委員会との連携強化

➡ 不当廉売に関する審査に資するため、低入札情報を、公正取引委員会に通報。

(6) 予定価格の的確な見直し

➡ 急激な平均落札率の低下を踏まえ、最新の取引実績を積算基準へ反映するため、特別に実態調査を実施し、その結果を迅速かつ的確に予定価格に(積算基準)に反映。

図—3 「緊急公共工事品質確保対策について」(H18.12.8)

こうした状況を踏まえ、入札段階を中心とした新たな対策として、平成18年12月8日に「緊急公共工事品質確保対策について」(図—3)をとりまとめ、実施しました。本稿では、この緊急公共工事品質確保対策(以下、「緊急対策」という)の概要と、対策開始後約1年経過した低価格入札の状況について紹介します。

2. 緊急公共工事品質確保対策の概要

(1) 施工体制確認型総合評価方式の試行

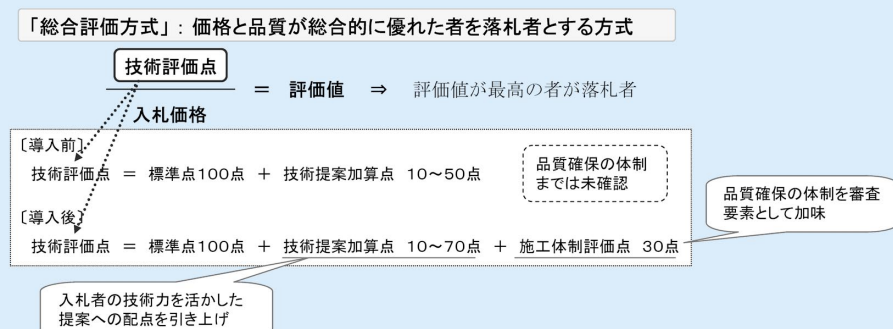
従前の総合評価方式においては、技術評価点の配点・付与において、施工内容の実現の確実さが考慮されていませんでした。また、発注者が求める最低限の施工内容を実現できる場合に付与され

る標準点が100点であるのに対し、技術提案の内容に応じて付与される加算点の上限は50点(実際の運用では大半が30点以下)であり、著しい低価格での入札がなされた場合、評価値の算出にあたって、入札参加者の技術力を必ずしも十分に評価できていませんでした。

このため、緊急対策として、原則、一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事および港湾空港等工事のうち、予定価格が2億円以

上の工事を対象(その他の工事についても試行可能)に、施工体制が確実に確保できるかどうかを審査要素に加える総合評価方式(施工体制確認型総合評価方式)を試行することとしました(図—4)。

施工体制確認型総合評価方式においては、技術評価点に、新たに「施工体制評価点」30点を追加し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況に応じ、発注者が求める施工内容をより確実に実現できるかどうかを評価します。また、発注者が示す標準案以外の施工方法等に関する技術提案に対しこれまで10～50点の範囲で付与してきた加算点を、今後は10～70点の範囲で付与(簡易型総合評価方式では、10～30点を10～50点とする)することとし、評価値の算出にあたって入札参加者の技術力を適正に評価できるように改善を



図—4 施工体制確認型総合評価方式の概要

図っています。

(2) 特別重点調査の試行

会計法令では、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込み（入札）を行った者を契約の相手方とすることを原則としていますが、その価格が基準価格（国土交通省では、工事ごとに予定価格の2/3～8/10の範囲内で設定）を下回る場合には調査（低入札価格調査）を行い、その結果、契約の内容が履行されないおそれがあると認められる場合は、次順位者と契約できると規定されています。しかしながら、国土交通省直轄工事においては、これまで「契約の内容が履行されないおそれがある場合」がどのような場合かを明確にしていなかったため、実際に基準価格を下回る入札がなされた場合のほとんどにおいてその者を契約の相手方とせざるを得ず、制度が的確に運用されていない状況となっていました。

このため、緊急対策として、低入札価格調査の際、極端な低価格による入札者を対象に特に重点的な調査（特別重点調査）を実施し、入札価格の内訳や根拠を厳格に調査することとしました。また、「契約の内容が履行されないおそれがある」と認められる場合をあらかじめ具体化しておき、

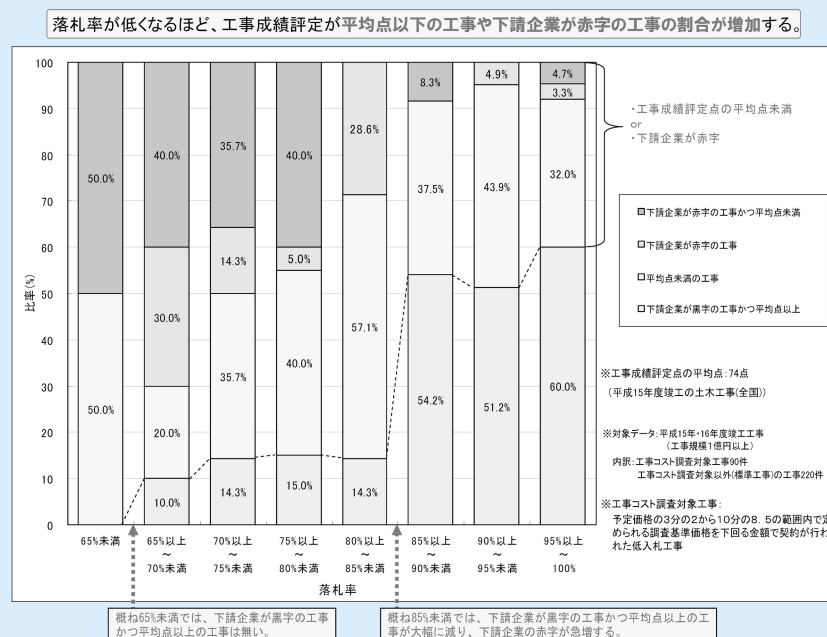
特別重点調査の結果、これらに該当する場合は、その入札者とは契約を結ばないこととし、低入札価格調査制度の的確な運用を図ることとしました。

なお、特別重点調査の対象は、予定価格2億円以上（これ以下でも試行可能）の工事入札における低入札価格調査の対象者で、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の費目別金額で除して得られる割合が一定割合（直接工事費で75%、共通仮設費で70%、現場管理費で60%、一般管理費等で30%のいずれか（図—5））を下回る入札をした者としています。

(3) その他の対策

国土交通省では、一般競争入札の参加資格として、参加企業および配置予定技術者に、元請として過去に同種工事を施工した実績があることを求めています。同種工事の施工実績について、「少なくとも10年」としているものについては、当面、最大で過去15年以内の施工実績まで対象とすることができるよう、要件を緩和しました。

また、入札ポンドを東北地方整備局および近畿地方整備局の予定価格7.2億円以上の直轄工事のうち、一般土木、PC等の工事種別に該当する工



図—5 「工事成績評定74点以下の工事」や「下請企業が赤字の工事」の発生状況と落札率の関係

事を対象に試行を開始しました（その後、平成19年4月より全地方整備局の予定価格7.2億円以上の工事に拡大）。

さらに、公正取引委員会との連携強化を図るため、国土交通省が発注機関として入手する低価格入札案件情報（入札結果情報、特別重点調査により赤字受注のおそれありとされた結果等）や建設業許可部局が実施する立入調査の結果等について、必要に応じ、公正取引委員会に対し通報等を実施するものとし、国土交通省と公正取引委員会との連絡会議（平成18年10月12日に第1回開催）を随時開催することにより、連携を一層強化することとしました。

加えて、著しい低価格による受注の頻発に伴い一部の工種で平均落札率が急激に低下している状況を踏まえ、最新の取引状況についての特別実態調査を実施するとともに、その結果を迅速かつ的確に予定価格（積算基準）に反映させることとしました。

3. 対策後の低価格入札の状況について

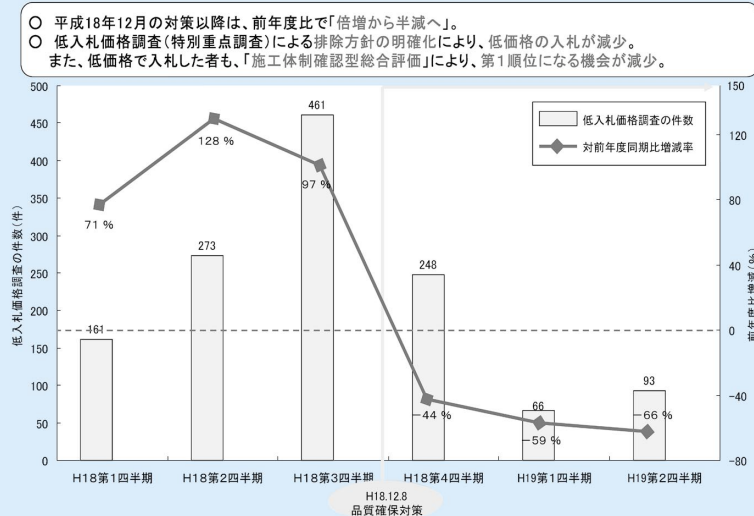
平成18年度第1四半期から第3四半期までは、低入札価格調査対象件数が対前年度同期比で約70～130%と倍増の傾向を示していましたが、対策

後の平成18年度第4四半期以降は約40～70%と半減の傾向となり（図—6）、緊急公共工事品質確保対策により、公共工事の品質に支障を及ぼす恐れのある低入札価格調査の件数が激減し、対策の効果が顕著にあらわれています。

4. おわりに

建設生産システムに関する現場の実態および諸課題を踏まえ、発注者責任の観点から建設生産システムのあり方および課題への対応方針の検討を行うため設置した「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会（座長：小澤一雅 東京大学教授）」の中間とりまとめにおいて、「発注者は、公共サービスの享受者である国民に対して、透明性の高い競争を通じ、価格と品質が総合的に優れた工事等の調達を実施することで、最も価値のある社会資本を適切な時期に提供する責任がある。」と提言されているところです。

著しい低価格による受注は公共工事の品質に対し重大な影響を及ぼしかねません。国土交通省では、今後とも一層の公共工事の品質確保に向け、必要な施策を講じて参ります。



図—6 低入札価格調査の対象となった件数（平成19年12月10日現在）